

第2号様式

見積りが行えないことに係る理由書

年 月 日

1 私道の所在地及び番地

2 工事請負業者

3 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書

_____通

市内中小企業者以外による見積書（※辞退届を含む。）

_____通

4 2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (6) の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市私道舗装助成金支給要領第6条4項に定める2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

工事施行者 住所 _____
氏名 _____